

学校いじめ防止基本方針

【保護者用】



令和6年4月

蒲郡市立西浦小学校

蒲郡市立西浦小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も、いじめの被害者にも加害者になりうるものである。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃から一人一人の小さなサインを見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に迅速かつ適切に対応をしていく。

本校では、校訓「たくましい子 自ら学ぶ子 心の豊かな子」を実現できるよう、西浦の「ひと」「もの」「こと」を生かした学習や交流を大切にしている。学校内外における異なる年齢層の人とのふれあいは、相手意識を高め、相手の立場になって考える良い機会につながる。地域を生かしたこうした活動を通し、故郷を愛し、思いやりに満ちた児童をはぐくむことを目指している。地域や保護者の協力のもと、児童一人一人が互いを認め合い、ともに励まし合い、ともに高め合える学校を目指す。そして、児童が「自分を・仲間を・人を大切にできる」子に成長できる魅力的な学校づくりを進める。

2. いじめ防止対策組織

「生徒指導・特別支援全体会」を全職員で構成し、一ヶ月に一度、定期的を開催する。いじめによる児童の小さなサインを見逃すことのないよう、情報を共有し合い、組織として対応していく。この会は、校長のリーダーシップの下、全職員で構成される。「全職員が子ども一人一人の担任」を合言葉に複数の目で一人一人の児童を温かな目で見守っていく。また、いじめを認知した場合、「生徒指導委員会（いじめ・不登校対策委員会）」（校長・教頭・教務・校務・養護教諭・関係学年・担任等で構成）を活用し、緊急会議を開く。状況の把握や情報の共有を迅速に行い、被害児童への支援、加害児童への指導、保護者への協力などの方針を決める。必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや学校医等の外部専門家を加え、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
- ・全職員で学校におけるいじめ防止対策の検証と改善策の検討をする。
 - ・学校評価アンケートの結果をもとに、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- イ 全職員への共通理解と意識啓発
- ・年度初めの職員協議会で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、全職員で共通理解をする。
 - ・児童の悩みを受け止める教育相談週間を年3回位置づけるとともに、教育相談アンケートを実施する。その結果を集約・分析・対策の検討し、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・校長通信、学年通信、学級通信、ホームページなどを通して、児童の生活状況の情報提供をする。

- ・保護者や地域からの声を真摯に受け止め学校生活における温かい人間関係づくりに生かす。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・未然防止を心がけるとともに、いじめがあった場合、またはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解決に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・校長、教頭、教務。校務主任を中心メンバーとして事案を検討し、迅速かつ効果的な対応をする。また、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解決したと判断した場合も再発する可能性があるため、その後の児童とその周辺の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

※いじめが解消されている条件：少なくとも3か月以上はいじめが止んでいる状態。

被害児童が心身の苦痛を感じていないか、被害児童と保護者双方に面談し確認する。

3. いじめ防止に対する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の対策

- ア 児童が主体となって活躍できる学校生活や学習活動の創造を目指し、「居場所づくり」や「絆づくり」に努める。
- イ 児童相互のかかわり合いを大切にし、共に認め合い、共に成長し合える学級づくりに努め、全ての児童が全職員や友人との間に信頼関係を育む。
- ウ 道徳教育や人権教育、体験活動などの充実を図り、児童の人間関係を作る力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組む。
- エ 家庭や地域と連携し、児童を守り育てていくとともに、学校・家庭・地域が協働して、児童の様々な体験活動や人と関わり合う活動を支援していく。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットサービスの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネット上のいじめの加害者、被害者にならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 研修などの充実を図り、全ての職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指す。
- イ 教育相談体制を充実し、児童が相談しやすい環境を整えるとともに定期的(年に3回)に教育相談アンケートによる調査や個人面談(教育相談)により、いじめの早期発見を目指す。
- ウ 全職員が児童との温かい人間関係づくりや保護者・地域との信頼関係づくりに努めるとともに、スクールカウンセラーなど相談機関を紹介することで、児童が悩みを相談しやすい環境充実を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

- イ けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ウ 軽い言葉で相手を傷つけ、謝罪し再び良好な関係を築くことが出来た場合も「いじめ」に該当するため、必ず情報を報告・共有する。
- エ いじめへの対応は個々の教員が一人で抱え込まず、組織で対応する。情報を全職員で共有する。
- オ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- カ 加害児童には教育的配慮のもと、いじめは許されないといった毅然とした姿勢で指導・支援を行う。
- キ いじめが起きた集団への適切な働きかけを行い、その後もいじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりへの支援を継続的に行う。
- ク ネット上へのいじめの対応は、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4. 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「臨時いじめ・不登校対策委員会」を開催し事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

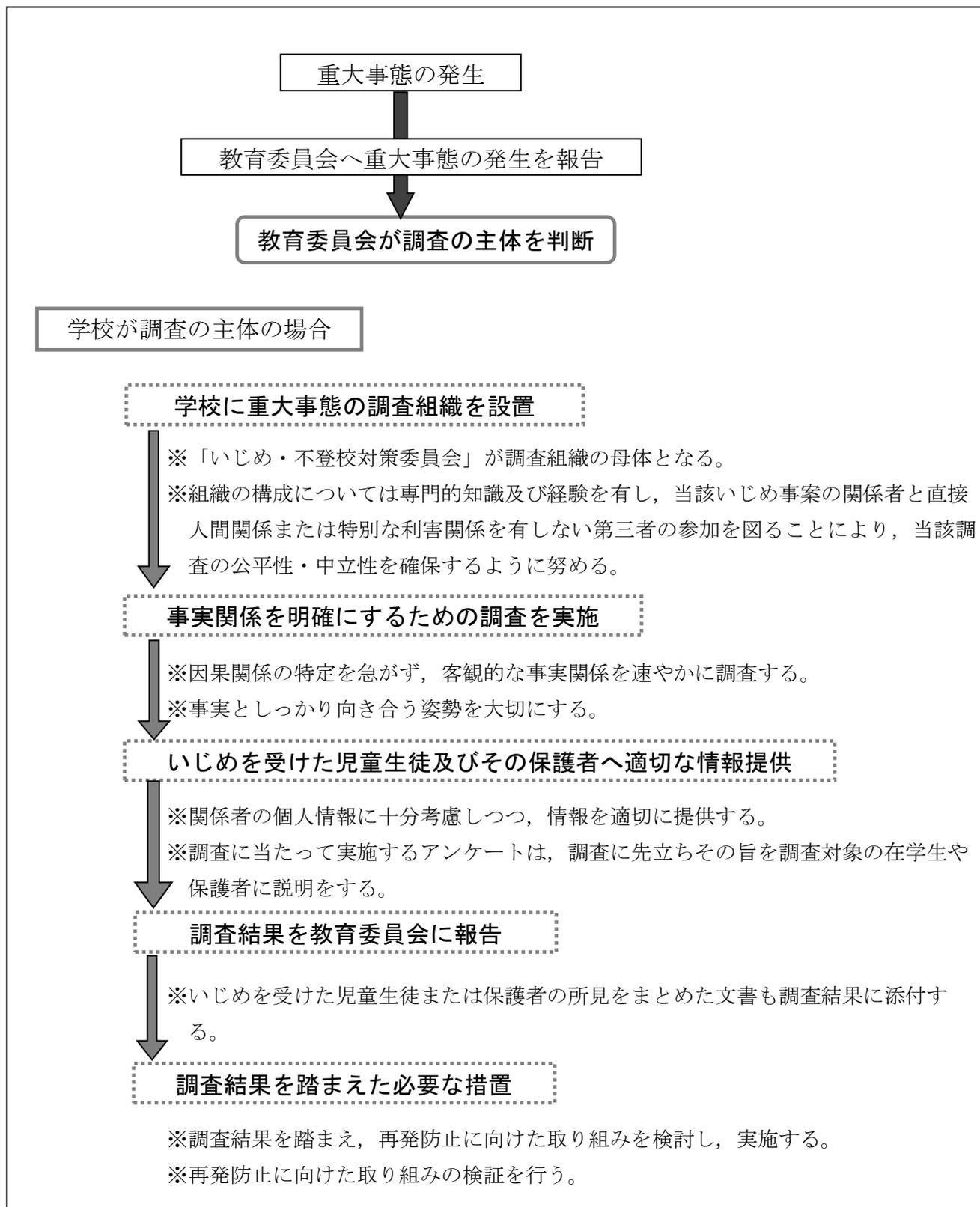
5. 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取り組みの検証を行う。

6. その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配布し、ホームページにも掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施状況を学校評価項目に位置付ける。

【重大事態の対応フロー図】



※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月文部科学省」「いじめ問題の対応について 令和2年11月10日文部科学省」「生徒指導提要（改訂版）」により対処する

<蒲郡市立西浦小学校 年間計画>

	生徒指導委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携	
4月	P ↓	○「学校いじめ基本方針」の内容及び昨年時「気になる児童」の確認	○相談室,SCについて保護者,児童への周知 ○学級・学年開き ○1年生を迎える会	○いじめ相談窓口の児童,保護者への周知 ○PTA役員・委員全体会の開催→情報交換	○PTA総会「学校いじめ基本方針」(紙面)
5月		D	○現職研修①	○修学旅行	○家庭訪問→情報収集 ○学区健全育成の会 ○ふれあい活動
6月	↓	○全職員による「取り組み評価アンケート」の検証	○学校保健委員会①	○「教育相談アンケート」 ○学校保健委員会① ○PTA役員・委員全体会の開催→情報交換	○授業参観 引き渡し訓練
7月		○中間評価→検証	○七夕集会(縦割り活動)		○個人懇談会 ○資源回収 ○児童クラブ意見交換会
8月		C	○現職研修②	○小中連絡会の開催→情報交換	
9月	↓		○地域学校保健委員会 ○社会見学・秋の遠足	○「教育相談アンケート」 ○教育相談週間	
10月	P		○小中合同体育祭		○町民運動会
11月	↓		○赤い羽根募金活動		
12月	D	○全職員による「取り組み評価アンケート」の検証	○人権集会・標語作り ○なわとび記録会 ○クリスマス集会(縦割り活動)		○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月	↓		○学校保健委員会②		○情報モラル指導
2月	A	○自己評価		○「教育相談アンケート」 ○教育相談週間	○きじっ子わくわくDay
3月	↓	○学校評価を基に「いじめ基本方針」の見直し	○卒業生を送る会		
通年	P ↓ P ↑	○生徒指導全体会で児童の様子を情報共有,対応策の検討(月1回)	○集会による校長講話 ○道徳教育,体験活動の充実 ○わかる授業の充実 ○縦割り遊び(児童会)	○健康観察の実施 ○SC,教育相談支援員による相談	○あいさつ,交通安全運動(児童会による) ○登下校見守り活動(PTA・SG) ○児童クラブ意見交換会

いじめ対策マニュアル

いじめとは、

児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

※一定の人的関係→学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、当該児童が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団など、当該児童と何らかの人間関係がある状態。

※物理的な影響→身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすること。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い児童の感じる被害性に着目しいじめに該当するか否かを判断する。

（愛知県いじめ防止基本方針より）

いじめは、児童の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす（ときには命や人権に関わる）もの。いかなる事情があっても許されない行為です。

しかし、いじめはどの集団でも、またいつでも起こり得る問題です。そして、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなり得ます。全ての児童が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくために、私たち教師は、いじめ防止（未然防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置）に取り組むとともに、いじめを生み出さない学級・学校づくりをめざします。

そこで、全職員が共通理解のもと、いじめ防止に取り組めるよう、いじめ対策マニュアルを作成し活用するものとする。

★いじめへの対応の基本的な流れ

1. いじめ情報キャッチ

生徒指導委員会への報告

① 学年主任 ② 校務主任

③ 校長・教頭

④ 教務主任・養護教諭

※ 教員一人で抱え込まない。

● 被害児童を守りぬく姿勢

● 見守る体制の整備

(登下校・放課・清掃・部活動)

- 日々の観察からの気づき
 - ◆ 児童と一緒に過ごす時間を積極的に設ける。
 - ◆ グループ内の人間関係はどうか。
 - ◆ いじめが疑われる言動はないか。
- 日記や連絡帳でのやり取りで信頼関係の構築
 - ◆ ノートやプリント類に気になる言葉はないか。
- 教育相談アンケート・教育相談からの気づき
- 情報提供
 - ◆ 児童・保護者・他教員・地域・SCから

2. 正確な実態把握

生徒指導委員会への報告

- 関係児童，周囲の児童から聴き取りを個別に行い，記録する。(証拠となるものがあれば確保する。)
- ひとつの事象にとらわれず，全体像を把握する。
- 関係教職員と情報を共有し，正確に把握する。
- 被害児童の保護者へ報告(まず，発見日に一報を)
- ★ ネット…①いじめ発見②書き込み内容の記録(デジカメ撮影③掲示板などの管理者へ削除依頼)

3. 指導体制・方針決定

- チーム招集＝生徒指導委員会＋該当学年
- 情報の整理(いじめの態様，被害者，加害者など)
- 指導のねらい，対応方針を明確にする。
 - ◆ 緊急度の確認，聴き取りや指導の際の留意点
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 必要に応じて教育委員会や関係機関と連携を図る。

4. 児童への指導・支援 保護者への連絡・協力

生徒指導委員会への報告

(必要に応じて教育委員会に報告)

- 被害児童を保護し，心配や不安を取り除く。
- 加害児童に，相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。
- 双方保護者に事実(いじめの経緯)，具体的な対応策・方針を伝え，今後の協力を求める。
- 必要に応じて学級でいじめについて考えさせる。

5. 今後の対応

(必要に応じて学校・学年集会，保護者説明会を開く)

- 再発防止のための継続的な指導・支援を行う。
- SCなどを活用し，関係児童・保護者の心のケアにあたる。
- 心の教育の充実をはかり，誰もが大切にされる学級・学校経営を行う。